

質疑応答書

業務名	網走市観光動画制作事業	
質疑事項	回答事項	
<p>■プレゼンテーションで使用する動画について伺います。</p> <p>動画は企画書と同時に、電子媒体にて提出する（質疑応答書5）とのことですが、提出した動画を保存した電子媒体は、返還していただけるのでしょうか？</p> <p>実施要領・第6の5-(2)にて、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとするがありますが、提出した動画も複製をすることができますか？それとも、動画は複製の対象から外れますか？</p> <p>質問年月日：2026年6月10日</p>	<p>(質疑事項1点目に対する回答)</p> <p>提出された電子媒体については、ご希望がある場合は返還いたします。</p> <p>(質疑事項2点目に対する回答)</p> <p>提出された動画についてもプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、複製の対象となります。</p> <p>回答年月日：2026年6月11日</p>	